

わたしの修習時代

紀尾井町：1948-70

湯島：1971-93

和光：1994-

36期(1982/昭和57年)

私の人生の大変貴重な時間

会員 小島 延夫 (36期)



私は、修習36期で、湯島に司法研修所が、千葉県松戸市の馬橋に寮があり、修習が2年で、公務員に準じて給料がもらえた時代である。修習の時期は、1982年4月から1984年3月であった。第2次オイルショックの影響で、司法試験の合格者数が絞られ、司法修習同期は438名と、35期、37期と並んで少數であった。

まだまだのんびりしていた時代で、多くの自由な時間が使えた。

修習期間中に、いろいろな社会的課題の現場の人々や課題に取り組んでいる人々と弁護士、さらにはそうした問題を研究している学者などに会って話を聞くことができた。

タクシー運転手の労働組合を夜に訪問して、その勤務の実態を垣間みた。安中公害の現場に行って、現地を見て回った。

当時、大きな社会問題となりつつあった消費者問題については、同期の司法修習生の研究会を作り、食品公害問題に取り組んでいた当会の神山美智子会員や、サラ金問題の第一人者の当会の木村晋介会員などを訪ねて話を聞いた。

また、消費者問題解決の現場の感覚を知りたくて、国民生活センターや東京都の消費者生活センターで消費者相談をしている相談員の方々と勉強会を作り、定期的に勉強会をした。その紹介で、大阪弁護士会で、クレジットの抗弁権の切断問題のシンポジウムがあると聞けば、聞きに行った（そのシンポジウムの最後の挨拶をしたのは中坊公平弁護士（当時）であった）。

抗弁権の切断問題では、学問的研究もしたかったので、その問題で論文を書いていた京都大学の北川善太郎教授をお呼びして、京都で研究会を開き話を聞いた。

修習地であった水戸地裁には、修習期の途中で、東京スモン訴訟で有名な可部恒雄裁判官が所長としてきた。私が消費者問題に関心を持っていて、いろいろ学者や弁護士の話を聞きに行っているという話をしたら、そうした自主的研究を進めることはいいことだと、何かの機会に取り上げていただいた。

私は、現在でこそ、環境問題関係を専門とし、行政訴訟も多く扱い、ロースクールでも環境法・行政法を教えているが、当時は消費者問題が大きな問題となっていたので、消費者問題に取り組んでいた。

水戸での修習ではあったが、週末にはあちこちに出かけて、自由闊達に現場を見たし、人の話を聞いた。

弁護士になってからも、何かあるとすぐに現場に行き、人に会いに行った。その結果、大変多くの方々と知り合うことができたし、学ぶことも多かった。そうした基礎は、修習2年間の時期に形成されたように思う。

また、それと並行して、隔週くらいで東京で映画を見たり、演劇を見たり、オペラを見たりしていた。アマデウス（松本幸四郎と江守徹）、二期会の魔笛、ニール・サイモンの演劇（詳細は忘れた）などが記憶に残っている。モーツアルトに興味を持ったのは、日フィルの労働組合の人を呼んで、ミニコンサートを開いたのがキッカケだった。

本もたくさん読んだし、音楽もいろいろ聞いた。様々な経験を持った司法修習生と交流することも貴重であった。

それまで学生だった私にとって、2年間という司法修習の時間は、自分というものを形成し、社会に向かうことができるようになるために、大変貴重な時間であった。